

# 鉄筋継手部検査技術者技量検定規定

平成 19 年 3 月 8 日 制定  
平成 20 年 12 月 18 日 改正  
平成 21 年 1 月 8 日 改正  
平成 21 年 7 月 21 日 改正  
平成 21 年 11 月 17 日 改正  
平成 22 年 3 月 5 日 改正

目次
第1章 総則
第2章 技量資格
第3章 検定試験
第4章 適格性証明書
第5章 その他

## 第1章 総 則

### 1. 目 的

本規定は、社団法人日本鉄筋継手協会（以下、「協会」という）が、鉄筋継手部の品質確保を図るため、鉄筋継手部検査技術者技量検定試験（以下、「検定試験」という）を実施し、鉄筋継手部の検査を行う鉄筋継手部検査技術者の資格の認証を行うことを目的とする。

### 2. 適用範囲

本規定は、JIS Z 3062（鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波探傷試験方法及び判定基準）、JRJS 0005（鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波探傷試験方法及び判定基準（案））、JRJS 0003（機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定方法及び判定基準）を考慮して実施する鉄筋継手部検査技術者の検定試験実施及び資格の認証に適用する。

### 3. 委員会

本規定の実施にあたっては、鉄筋継手部検査技術者技量検定委員会（以下、「検定委員会」という）が所管し、検定試験の公平性、有効性及び信頼性の維持と向上のため、管理主体である要員認証管理委員会（以下、「管理委員会」という）の管理と指導のもとに、検定試験を実施する。

#### （1）管理委員会

管理委員会は、検定委員会による検定試験の評価結果と評価・合否判定基準に基づいて、鉄筋継手部検査技術者の適格性を認証する。

#### （2）検定委員会

検定委員会は、次の業務を担当する。

- 1) 検定試験の実施
- 2) 評価・合否判定基準に基づく検定試験結果の採点・評価
- 3) 検定試験の評価結果の確認と報告
- 4) その他、管理委員会が必要と認める業務

#### 4. 用語の定義

- (1) 協会：社団法人 日本鉄筋継手協会
- (2) J R J S：社団法人 日本鉄筋継手協会規格、基準
- (3) 要員：技量者・技術者などの総称。
- (4) 資格認証：適格性の認証のことであり、要員の技術・技量が、特定の規格・規定又は規範に適合していることについて、十分信頼できることを証明すること。
- (5) 技量資格：技量に関する適格性の認証を得た状態、身分、地位。
- (6) 適格性証明書：要員認証制度のもとで発行される文書であり、記名された者の技術・技量が、特定の規格・規定に適合していることについて、十分に信頼できることを示す文書。但し、記名された者が提供したサービスの結果まで保証するものではない。
- (7) 登録者：有効な適格性証明書を保有する資格者のこと。
- (8) 受験者：認証機関から適格性証明書を得ようとする申請者。資格の更新を受ける場合を含む。
- (9) 評価：検定試験結果を、評価・合否判定基準に基づいて採点・評価すること。
- (10) 判定：検定試験の採点・評価結果と評価・合否判定基準に基づいて、合否を判断すること。
- (11) 検定試験：要員の技術・技量が、特定の規格・規範に適合していることを証明し、認証するために行われる試験。
- (12) 定時試験：あらかじめ試験日時と会場を定めて実施する検定試験。
- (13) 随時試験：検定委員会が必要と認めた場合に実施する検定試験。
- (14) 新規試験：新たに技量資格を取得するために受験する検定試験。
- (15) 更新試験：登録者に対し取得している技量資格について再評価し、認証を行うための検定試験。
- (16) 追試験：新規試験において、学科試験又は実技試験結果のいずれか一方が評価・合否判定基準を満足しなかった場合に、再度受験することを認めた試験。また、更新試験において、実技試験結果が評価・合否判定基準を満足しなかった場合に、再度受験することを認めた試験。
- (17) 中間審査：技量資格者中間審査実施規則に基づき登録者が適格性証明書の有効期間を通じて、技量や超音波探傷に関する一般知識を維持していることを登録者自身が証明し、その維持の状態を協会が確認するための審査。
- (18) 汎用探傷器：パルス反射式 A スコープ探傷器。

- (19) 専用探傷器：鉄筋ガス圧接部専用簡易探傷器。  
 (20) 試験体：検定試験に供するために製作された試験材。

## 第2章 技 量 資 格

### 5. 技量資格の種別及び検査作業可能範囲

#### 5.1 技量資格の検査対象鉄筋継手部

鉄筋継手部検査技術者技量資格として次の種別を定め、各種別の検査対象の鉄筋継手部を表1のとおりとする。

表1 検査対象の鉄筋継手部

資格種別	検査対象継手部
1 G種	圧接継手部
1 W種	溶接継手部
1 M種	機械式継手部
2種	圧接継手部、溶接継手部
3種	圧接継手部、溶接継手部、機械式継手部

#### 5.2 鉄筋継手部の検査作業可能範囲

鉄筋継手部検査技術者は、検査対象継手部の外観検査及び超音波探傷検査を実施する。鉄筋継手部の外観検査及び超音波探傷検査作業可能範囲は、表2のとおりとする。

表2 検査作業可能範囲

鉄筋継手	鉄筋の種別	鉄筋の呼び名
圧接継手	SD295A、SD295B、SD345、SD390、SD490	D19 から D51
溶接継手	SD345、SD390	
機械式継手	SD295A、SD295B、SD345、SD390、SD490、USD590A、USD590B、USD685A、USD685B	

### 6. 技量資格の取得

技量資格を取得しようとする者は、第3章に規定する検定試験に合格し、管理委員会の認証を得て、登録手続きを完了しなければならない。

### 7. 技量資格の帰属

技量資格は、登録者本人に帰属するものとし、登録者には適格性証明書が交付される。

### 8. 技量資格の有効期間

- (1) 新規に取得した技量資格の有効期間は、認証日より3年とする。  
 (2) 更新により取得した技量資格の有効期間は、保有する技量資格の満了日の翌日から3年とする。

## 第3章 検 定 試 験

## 9. 検定試験の種類

- (1) 検定試験は、新規試験、更新試験及び追試験とする。
- (2) 検定試験は、原則として定時試験により実施する。ただし、管理委員会及び検定委員会が必要と認めた場合は、随時試験を行うことができる。

## 10. 受験資格

### 10.1 新規試験の受験資格

新規試験を受験しようとする者は、次の各号を満足していなければならない。

- (1) 満 18 歳以上の者。
- (2) 3 種を受験する者は、(社)日本非破壊検査協会の超音波探傷検査 1 種、2 種、3 種、又は、UT レベル 1、UT レベル 2、UT レベル 3 のうちのいずれかの資格を保有していること。

### 10.2 更新試験の受験資格

更新試験を受験しようとする者は、次の各号を満足していなければならない。

- (1) 鉄筋継手部検査技術者技量資格の登録者。
- (2) 保有する適格性証明書の有効期限日の 2 年前から有効期限日の 1 年前までに中間審査を完了している者。
- (3) 保有する適格性証明書の有効期限日の 1 年前から有効期限日までに 1 回に限り受験することができる。
- (4) 保有する資格種別と同種別若しくは 3 種登録者が 2 種、1 G 種、1 W 種、1 M 種、2 種登録者が 1 G 種、1 W を受験することができる。
- (5) 3 種を受験する者は、(社)日本非破壊検査協会の超音波探傷検査 1 種、2 種、3 種、又は、UT レベル 1、UT レベル 2、UT レベル 3 のうちのいずれかの資格を保有していること。
- (6) 更新期間に鉄筋継手部検査技術更新講習会を受講済みあるいは試験当日に受講見込みであること。

## 11. 受験の手続き

- (1) 受験者は、所定の受験申請書類を協会に提出して、受験申請を行わなければならない。
- (2) 検定委員会は、受験資格の要件等について提出された申請書類を審査の上、受験申請を受理する。
- (3) 受験申請が受理された受験者へ受験票を交付し、他に検定試験の注意事項、検定試験の日時、実施場所を通知する。但し、所定の受験料の納付が確認できない場合は、その限りではない。

## 12. 検定試験の内容

### 12.1 新規試験及び更新試験

- (1) 新規試験は、学科試験及び実技試験とする
- (2) 更新試験は、実技試験とする。ただし、試験当日に実施する更新時講習を受講し

なければならない。

## 12.2 学科試験

学科試験は、筆記試験とし、表3のとおりとする。

表3 学科試験問題数及び時間と学科試験項目

試験種別	試験問題数	試験時間	学科試験項目*
1G種	10問	20分	1)、2)、3)、6)、7)
1W種	10問	20分	1)、2)、4)、6)、7)
1M種	10問	20分	1)、2)、5)、6)、7)
2種	15問	30分	1)、2)、3)、4)、6)、7)
3種	20問	40分	1)、2)、3)、4)、5)、6)、7)

※学科試験項目

- 1) 鉄筋に関する知識
- 2) 鉄筋コンクリート構造に関する基礎知識
- 3) 鉄筋のガス圧接継手部の検査に関する知識
- 4) 鉄筋の溶接継手部の検査に関する知識
- 5) 鉄筋の機械式継手部の検査に関する知識
- 6) 安全及び災害防止
- 7) (社)日本鉄筋継手協会資格者倫理規定

## 12.3 実技試験

- (1) 実技試験は、超音波探傷・測定実技試験及び外観検査実技試験を行う。なお、実技試験における超音波探傷・測定試験体本数、外観検査試験体本数及び実技試験時間は、表4のとおりとする。

表4 実技試験の試験体本数及び試験時間

試験種別	超音波探傷・測定実技試験		外観検査実技試験	
	試験体本数	試験時間	試験体本数	試験時間
1G種	圧接 5本	30分	圧接 5本	5分
1W種	溶接 5本	45分	溶接 5本	5分
1M種	機械式 5本	30分	機械式 5本	5分
2種	圧接 5本	55分	圧接 5本	10分
	溶接 5本		溶接 5本	
3種	圧接 5本	75分	圧接 5本	15分
	溶接 5本		溶接 5本	
	機械式 5本		機械式 5本	

- (2) 超音波探傷・測定実技試験で用いる超音波探傷器及び探触子は、表5のとおりとする。

表5 超音波探傷・測定実技試験で用いる超音波探傷器及び探触子

試験種別	超音波探傷器	探触子
1G種	汎用探傷器又は専用探傷器	斜角探触子
1W種	汎用探傷器又は専用探傷器	斜角探触子
1M種	汎用探傷器	表面SH波探触子
2種	汎用探傷器又は専用探傷器	斜角探触子
3種	汎用探傷器	表面SH波探触子 及び斜角探触子

### 13. 検定試験の評価

#### 13.1 検定試験の採点・評価

検定委員会は、表6に示す評価・合否判定基準に基づき学科試験と実技試験の採点・評価を実施する。

#### 13.2 評価・合否判定基準

評価・合否判定基準は、表6のとおりとする。

表6 評価・合否判定基準

試験種別	実技試験（正解本数）		学科試験 (合格点)
	超音波探傷・ 測定実技試験	外観検査実技試験	
1G種	圧接 4本以上	圧接 4本以上	70点以上
1W種	溶接 4本以上	溶接 4本以上	
1M種	機械式 4本以上	機械式 4本以上	
2種	圧接 4本以上	圧接 4本以上	
	溶接 4本以上	溶接 4本以上	
3種	圧接 4本以上	圧接 4本以上	
	溶接 4本以上	溶接 4本以上	
	機械式 4本以上	機械式 4本以上	

### 14. 検定試験の合否判定

#### 14.1 合否判定基準

表6の評価・合否判定基準を満足する受験者を合格とする。

#### 14.2 合否の判定・認証

管理委員会は、検定委員会の採点・評価結果に基づき、受験者の合否判定を行う。その結果、合格した者に対して資格認証を行う。

##### (1) 合格

学科試験と実技試験の両方が、評価・合否判定基準を満足している場合、合格とする。

##### (2) 追試験

1) 新規試験において、学科試験又は実技試験結果のいずれか一方が評価・合否判定基準を満足しなかった場合、追試験とする。

2) 更新試験において、実技試験結果が評価・合否判定基準を満足しなかった場合、追試験とする。

##### (3) 不合格

合格及び追試験以外の場合、不合格とする。

### 15. 追試験

検定試験の合否判定において追試験の判定を受けた受験者は、判定日より6ヶ月以内に1回に限り、評価・合否判定基準を満足しなかった学科試験若しくは実技試験の追試験を受験することができる。

## 第4章 適 格 性 証 明 書

### 16. 適格性証明書の交付

検定試験に合格し技量の適格性を認証された登録者に対して、適格性証明書を交付する。

### 17. 適格性証明書の認証日

適格性証明書の認証日は、次のとおりとする。

- (1) 新規試験で合格した場合は、管理委員会にて資格認証を受けた日
- (2) 更新試験で合格した場合は、保有する適格性証明書の有効期限日の翌日

### 18. 適格性証明書の記載事項

適格性証明書には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名、生年月日、写真
- (2) 所属先住所表示の都道府県名
- (3) 資格の種類と種別
- (4) 登録者番号（資格番号）
- (5) 中間審査（中間審査期間及び完了の有無）
- (6) 有効期限
- (7) 所属先名及び会員種別
- (8) その他必要事項

### 19. 適格性証明書の返納

登録者は、次の場合、適格性証明書を速やかに管理委員会に返納しなければならない。

- (1) 更新試験に合格した場合
- (2) 本規定に定める「21. 適格性証明書の失効」の事由により、適格性証明書が失効となった場合

### 20. 適格性証明書の再発行

- (1) 登録者は、次の場合、管理委員会へ適格性証明書の再発行を申請しなければならない。
  - 1) 適格性証明書の記載事項に変更があった場合
  - 2) 適格性証明書を紛失、又は著しく損傷した場合
- (2) 管理委員会は、前項の申請内容を審査の上、適格性証明書の再発行を行う。

### 21. 適格性証明書の失効

次の場合は、登録者の適格性証明書を失効とする。

- (1) 適格性証明書に記載された中間審査期間満了迄に中間審査を完了していない場合
- (2) 適格性証明書の有効期限が切れた場合
- (3) 検定試験において不正を働いた場合

- (4) 適格性証明書の記載事項を改ざんした場合
- (5) 適格性証明書を不正に使用場合
- (6) 適格性証明書を他人に使用させた場合
- (7) 適格性証明書で与えられた作業可能範囲を超えて検査作業を行った場合
- (8) その他の不正行為があった場合

## 第5章 その他

### 2 2. 受験の停止

受験者が次の事項に該当する場合には、受験票送付後であっても、検定委員会と管理委員会は申請のあった検定試験の受験を停止させる。同時に、停止期間を決定して受験者に通知する。

- (1) 受験者としてふさわしくない行為があった場合
- (2) 本規程に定める「2 1. 適格性証明書の失効」の事由が発生した場合

### 2 3. 合格の取消し

検定試験において受験者が不正を働いたことが判明した場合、又は更新試験に合格したにもかかわらず保有する適格性証明書を速やかに返納しない場合は、検定委員会と管理委員会の決定により、合格を取り消す。

### 2 4. 異議申立て

- (1) 受験者は、検定試験の判定結果に疑義のある場合には、判定結果通知日より30日以内に限り、管理委員会に文書をもって異議申立てを行うことができる。
- (2) 受験者又は登録者は、検定試験又は適格性証明書の取扱いなどに疑義のある場合は管理委員会に対し、文書をもって異議申立てを行うことができる。

## 附 則

1. 本規定は、平成22年3月5日に改正し、平成22年4月1日より施行する。
2. 鉄筋ガス圧接部超音波探傷検査技術者技量資格でA種又はS種の資格認証を受けている技量資格者（登録者）は、更新期間にA種の場合は2種若しくは3種、S種の場合は1G種、1W種若しくは2種の更新試験を受験することができる。
3. 鉄筋継手部検査技術者技量資格の登録者は、超音波探傷・測定法等が改正された場合に、協会が実施する技術講習会を受講しなければならない。
4. 本規定の細則、実施要領等は別に定める。
5. 検定料金等は、日本鉄筋継手協会料金表による。
6. 本規定の変更及び廃止は、検定委員会で審議し、要員認証運営委員会及び要員認証管理委員会の承認を経た後、理事会へ報告しなければならない。

## 改訂来歴書

改訂 No.	改訂年月日	承認欄（審査印）			Page No.	改訂内容
		作成	審査	承認		
R0	2007. 03. 08	検定委員会	検定委員会	管理委員会		初版制定
R1	2007. 11. 22	検定委員会	検定委員会	管理委員会		改正
R2	2008. 04. 18	検定委員会	検定委員会	管理委員会		適格性証明書の記事事項 の変更
R3	2008. 11. 06	検定委員会	管理委員会	運営委員会		資格制度の変更
R4	2008. 12. 18	検定委員会	管理委員会	運営委員会		資格制度の変更
R5	2009. 07. 23	検定委員会	管理委員会	運営委員会		他の規定との整合を図る ため
R6	2009. 11. 17	検定委員会	管理委員会	運営委員会		適用範囲、試験時間の変更 及び要員認証監視委員会 の指摘事項に対応
R7	2010. 03. 05	検定委員会	管理委員会	運営委員会		試験時間の変更

検定委員会：鉄筋継手部検査技術者技量検定委員会　管理委員会：要員認証管理委員会

運営委員会：要員認証運営委員会　管理者：品質システム管理者

経営管理者：上級経営管理者